

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿  
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長  
( 公 印 省 略 )

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成 16 年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより実施されているところです。

支援措置は、申出内容について、相談機関の意見なども聞きながら、必要性を判断するスキームとしており、支援措置の申出書の「加害者」の欄に記載された者と申出者の立場が確定していない事例もあることから、「加害者」欄に記載された者が住民票の写し等の請求をした際の対応等について、留意点を以下のとおり通知しますので、改めて適正な事務処理の徹底をお願いします。

各都道府県においては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

- 1 支援措置の申出書の「加害者」欄は、申出者が記載することとしているが、その記載に当たっては、疎明資料等を求めることとしていない。したがって、保護命令決定を受けるなど、被害者と加害者の立場が明確である場合もあるが、申出者と「加害者」欄に記載された者の間の訴訟が係争中であり確定していない場合なども含まれていることから、「加害者」欄に記載された者から住民票の写し等の請求があった際には、窓口対応等において、相手方の心情を傷つけることのないよう、配慮されたいこと（参考：「DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について」（平成 25 年 10 月 18 日事務連絡））。

- 2 支援措置はDV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであること、また、被害者に係るDV等被害の状況が個別の事例ごとにさまざまに変化し得ることから、措置期間を1年としており、延長の申出があった場合には、住民基本台帳事務処理要領第5-10-イ～オにより、延長の申出があった時点での支援の必要性の確認等を行う必要があること。
- 3 住民票の写し等の交付の請求に対し不交付決定を行った場合について
  - (1) 住民票の写し等の交付の請求に対する不交付決定に不服がある者は、市町村長に対し審査請求を行うことが可能であること。なお、審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、公にしておかなければならないこと（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条）。
  - (2) 住民票の写し等の交付の請求に対し口頭で不交付決定を行う場合は、請求者に対し、当該処分不服がある場合は不服申立てをすることができる旨等を教示する必要はないが（行政不服審査法第82条第1項）、請求者の権利利益の救済を図る観点から、必要に応じ、教示することも考えられること。この場合において、上記1のとおり請求者の心情を傷つけることのないよう配慮する観点から、口頭ではなく文書により教示することが考えられることから、その際の記載内容の一例を別添のとおり示すので、参考とされたいこと。

(教示の記載例)

- 1 住民票の写し等の不交付決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過する場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇市長を被告として、裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります）。